

開東社会保険ニュース

No. 7 7

平成16年10月

日増しに秋も深まり、朝夕は肌の寒さを感じるこの頃、季節の変わり目は体調を崩しやすいので、注意したいものです(既に筆者は風邪を引いてしまいました)。

従業員の出入りの多い季節でもあります。そこで、経営者の**義務**である「労働保険」の適用について、再確認の意味を込めてお知らせいたします。

< 労働保険の種類 >

- 労災保険 業務上や通勤の際にケガや病気になったときの労働者のための保険
- 雇用保険 失業したときなどの所得を保障する保険

< 労働保険の適用方法 >

労災保険 従業員(労働者)をひとりでも使用する場合は強制的に適用されます。たとえば、臨時に1日だけアルバイトを雇っても適用されます。**保険料はすべて事業主が負担**します。

雇用保険 **原則として、従業員(労働者)すべてに適用**されます。ただし以下に掲げる人は適用が除外されます(あくまでも例外的な扱い)。

雇用保険が適用されない人(入ることができない人)

- ・65歳以後に雇用される人、短時間労働者、日雇労働者、
- ・4か月以内の季節的事業に雇用される人、船員保険の被保険者など

ご注意!

アルバイトやパートなど、一般の従業員より短い時間しか働かない人も要件によっては雇用保険の対象になります。以下の要件にあてはまる場合は、雇用保険の手続をお忘れなく!

- ・ **1週間の労働時間が20時間以上で、1年以上勤務する予定の人**

雇用保険の対象になるか、すこしでも不明なときはすぐに私どもまでお知らせください。
労働保険の適用は経営者の皆様の義務です。

ホームページ <http://www.kaito-sr.com> メールアドレス info@kaito-sr.com



ご質問・ご相談
年金手続について

〒160-0023 新宿区西新宿 7-2-6 西新宿 K-1 ビル 8 階
開東社会保険労務事務所
TEL 03-3369-7411/8411 FAX 03-3369-2711